物理

化学

生物

衛生

薬剤

法規

病態
薬理

実務

マインドマップ薬学

薬剤師国家試験学習教材

-
Pharmacy Mind Maps
Study Materials for the National Pharmacist Licensure Examination.

［最終改定］2026/11/02 _ver1.0

SAMPLE

マインドマップ薬学
全体像で理解する薬剤師国家試験対策

Recommended Print Settings:　Size: A3(420*297mm) ／ Scale: 100% ／ Print: Full Color

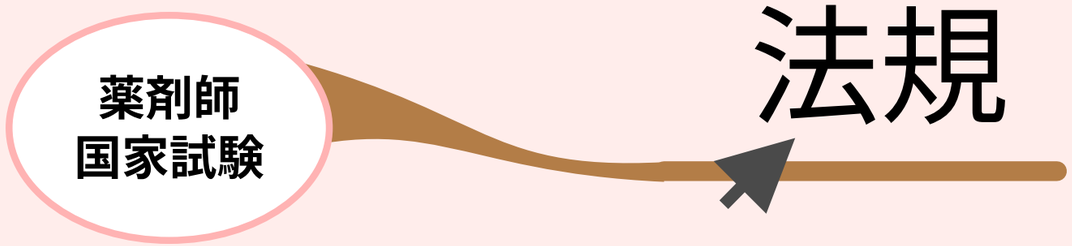
HOW TO USE

最終改訂 2026.11.02

迷うのは、地図がないから。

法規の32枚のマップが、リンクでつながっています。

まず、↗のマークを押してみてください



使い方は3つだけ

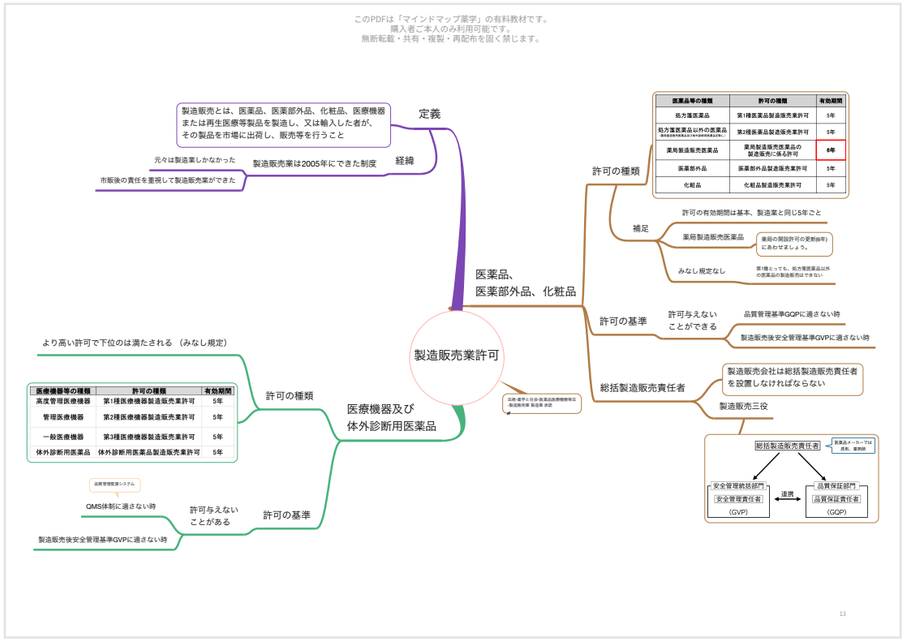
01 全体を見る（「法規」のマップ）

02 ↗ のマークか枝の名前を押して、深く潜る

03 「法規-薬学と社会」のような小さな字の枝で、ひとつ上へ戻る

ここまで潜れます

法規 → 薬学と社会 → 医薬品医療機器等法
→ 製造販売業 → 製造販売業許可



p.13「製造販売業許可」のマップ（押すと開きます）

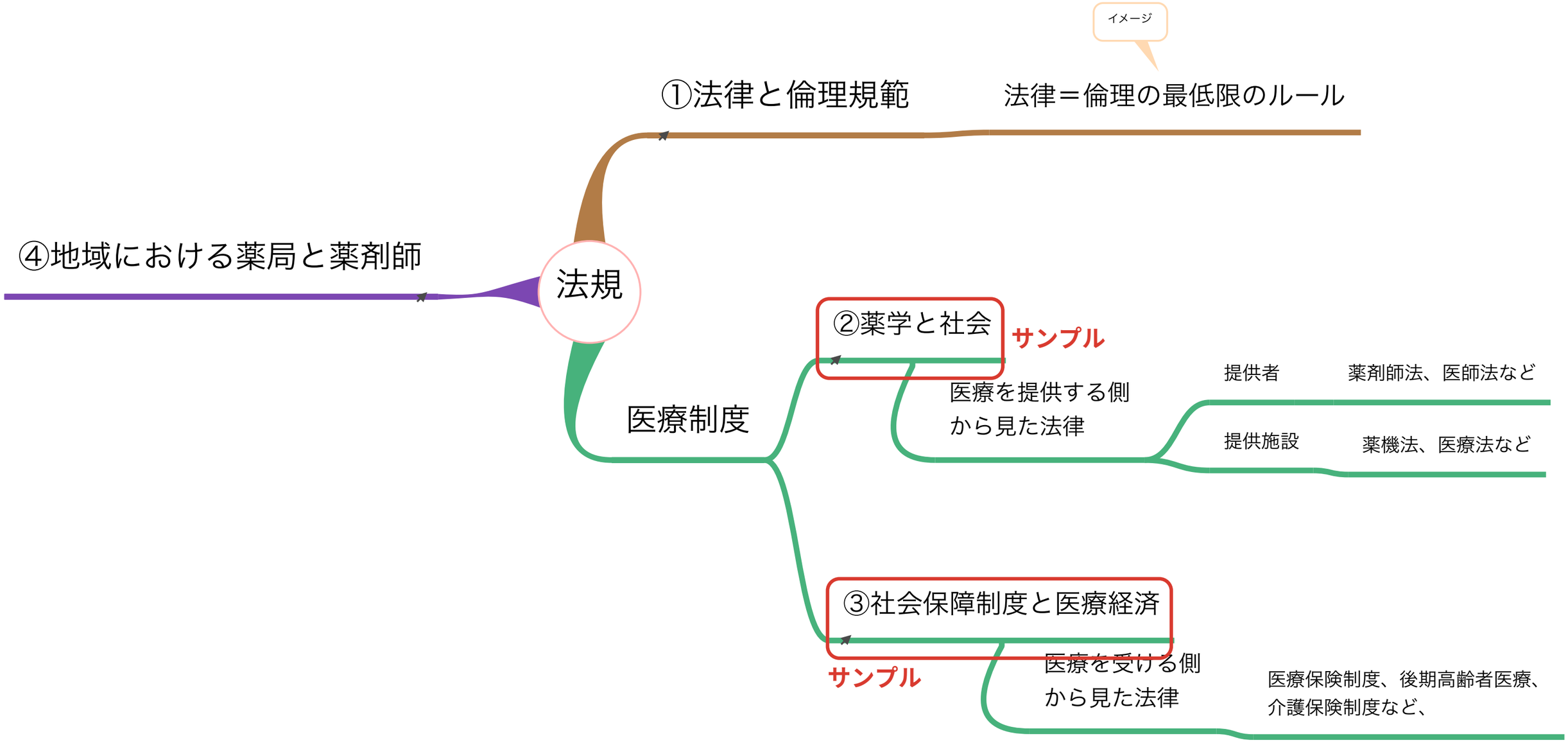
このサンプルの範囲

薬学と社会 → 医薬品医療機器等法（YouTubeに授業動画あり）
社会保障制度と医療経済 → 薬物療法の経済評価

法規のマップ全32枚のうち10枚。赤枠の枝を押すと、その先へ進めます。
スマホでは2本の指で広げると、枝の字が読めます。

Recommended Print Settings: Size A3 (420×297mm) / Scale 100% / Full Color

このPDFは「マインドマップ薬学」の有料教材です。
購入者ご本人のみ利用可能です。
無断転載・共有・複製・再配布を固く禁じます。



このPDFは「マインドマップ薬学」の有料教材です。
購入者ご本人のみ利用可能です。
無断転載・共有・複製・再配布を固く禁じます。

薬学と社会

- 法律の構成と一般法
- 医薬品医療機器等法
 - サンプル
- （機構法）
 薬害と健康被害救済制度
- 危ない系
 - 管理薬に関する規制
 - 毒物及び劇物取締法
- 法規
- 身分法
 - 概要
 - 一条が目的ではなく任務＝身分法
 →その職種が社会に対して負う使命が大切
 - 薬剤師法
 - 医師法
 - 任務
 - 薬剤師と同じ
 - 国民の健康な生活を確保
 - 医業の独占
 - 薬剤師と違い、例外がない！
 - 業務
 - 診療応需義務
 - 正当な理由がない限り～
 - 無診察治療等の禁止
 - 処方箋の交付義務
 - 原則、必要なら交付しろ
 - 歯科医師法
 - 保健師助産師看護師法
- 医療法

このPDFは「マインドマップ薬学」の有料教材です。
購入者ご本人のみ利用可能です。
無断転載・共有・複製・再配布を固く禁じます。

医薬品医療機器等法

総則
- 法の目的
- 医薬品等、指定薬物の定義

サンプル

医薬品等の安全性・品質確保

医薬品等の品質基準と検定
- 基準
 - 日本薬局方
 - 厚労大臣は医薬品の性状及び品質の適正を図るため、薬事審議会の意見を聴いて、日本薬局方を定めこれを公示する
 - イメージ：一般的な基準
 - 厚労大臣は10年に1回以上、日本薬局方の全面的な検討が、薬事審議会で行われるように諮問する
 - 現在は5年ごとに全面改訂
 - 局方以外の品質基準
 - イメージ：専門的な基準
 - 保健衛生上特別の注意を要する医薬品又は再生医療等製品
 - 生物学的製剤基準とか
- 検定制度
 - 対象
 - 厚労大臣が指定する医薬品
 - ワクチンとか血液製剤など
 - 検定に合格したもの(ロット)でなければ市場に出荷できない
 - 審査請求(不服申し立て)できない
 - 科学的根拠に基づく結果のため

医薬品等の広告
- 誇大広告禁止
 - 何人も虚偽または誇大な記事を広告、流布してはならない
 - 医薬品等の効能効果、性能について**医師その他の者**がこれを保証したと**誤解**される広告
- 承認前の医薬品の広告禁止

医薬品等の取扱い
- 生物由来製品の特例
 - 再生医療等製品との比較

血液供給体制
- 基本理念
 - 血液製剤は国内自給の確保が基本
- 採血の制限
 - 原則
 - 何人も業として人体から採血を行ってはならない
 - 例外
 - 血液製剤などの原料にする、治療行為などの目的
- 有料での採血等の禁止

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律

法規・薬学と社会

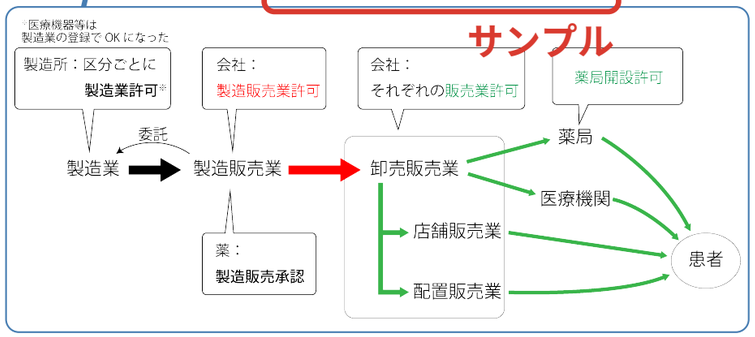
医薬品等の流通・供給の仕組み

薬局について
- 薬局の開設、薬局の管理、開設者の遵守事項

サンプル

製造～患者に渡るまで
- 医薬品、医療機器の販売等
- 製造販売業、製造業、製造販売承認

サンプル



サンプル

医薬品等の開発

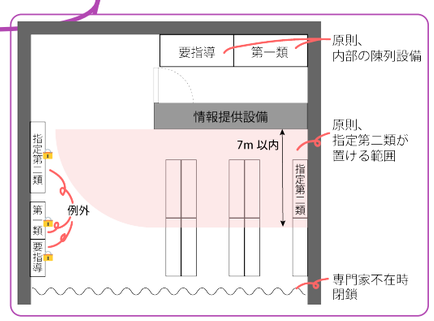
概要
- 正式名称
 - 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- 変遷
 - 薬事法→H26.11に現名称（H25公布）
 - R4改正で緊急時の薬事承認

このPDFは「マインドマップ薬学」の有料教材です。
購入者ご本人のみ利用可能です。
無断転載・共有・複製・再配布を固く禁じます。

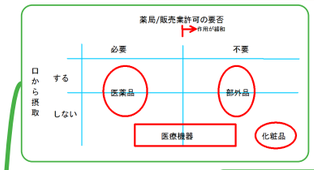
- 4条 医薬品の分類
 - 全体像 医薬品の分類
 - 薬局医薬品
 - 医療用医薬品（調剤室に貯蔵、陳列）
 - 処方箋医薬品
 - 上記以外
 - 薬局製造販売医薬品
 - 要指導医薬品
 - 一般用医薬品に一定期間後移行
 - スイッチOTC
 - ダイレクトOTC
 - 劇薬、毒薬
 - 一般用医薬品
 - 第1類
 - 指定第2類
 - 第2類
 - 第3類
 - 要指導、一般用医薬品
 - 経緯
 - ・最高裁の裁判：ケンコーコム VS 厚労省
 一般用医薬品のネット販売ほぼ禁止ルール(省令)は違法
 →薬事法改正で 一般用医薬品はネット販売全面解禁
 → 当時の一般用医薬品のうち、スイッチ直後品目、劇薬等は対面で販売させたいので要指導医薬品のカテゴリーを新たに設定。
 - 要指導医薬品
 - 特定販売(ネット)は原則不可（2026.5〜一部可）
 - 薬剤師が対面で情報提供し、必要な指導を行う
 - 一般用医薬品
 - 第1類（昔は同じ分類）
 - 販売担当：薬剤師
 - 特定販売○
 - 指定第2類
 - 第2類
 - 第3類
 - 販売担当：薬剤師、登録販売者
 - 参考 薬局等構造設備規則より（店舗販売業）

		要指導医薬品	一般用医薬品			
			第一類医薬品	指定第二類	第二類	第三類
販売時	担当者	薬剤師	薬剤師	薬剤師または登録販売者		
	情報提供等＜原則＞	情報提供および指導は義務（書面または電磁的記録）	情報提供だけ義務（書面または電磁的記録）	情報提供は努力義務		—
	情報提供等＜例外＞	薬剤師等に販売するときは、情報提供不要	薬剤師等に販売するときは、情報提供不要			
		一般消費者の購入者から説明不要の意思の表明あった場合				
		情報提供および指導の義務あり！	適正に使用されると認められる場合は、情報提供の義務なし	—		—
	年齢や他の薬剤の使用状況等の確認	薬剤師に確認させなければならない	薬剤師に確認させなければならない	薬剤師または登録販売者の確認は努力義務		—
	記録の保存	義務（2年間）	義務（2年間）	努力義務		
相談時	担当者	薬剤師	薬剤師	薬剤師または登録販売者		
	情報提供等	相談時はmust	相談時はmust			
特定販売		原則不可（2026.5〜一部可）	可			
貯蔵陳列	混在させない	要指導医薬品と一般用医薬品を混在させない	第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品を混在させない			
	陳列区画の原則・例外	【原則】＜要指導医薬品陳列区画＞陳列設備から1.2m以内の範囲に購入者等が進入できない区画／【例外】鍵をかけた陳列設備等	【原則】＜第一類医薬品陳列区画＞陳列設備から1.2m以内の範囲に購入者等が進入できない区画／【例外】鍵をかけた陳列設備等	【原則】陳列設備から1.2m以内の範囲に購入者等が進入できない区画／【例外】鍵をかけた陳列設備等		

イラストで



- 1総則
 - 目的(第１条)
 - 保健衛生の向上
 - ①医薬品等※2条の品質、有効性、安全性の確保〜
 - ②指定薬物の規制
 - ③研究開発の促進に必要な措置
 - 法規-薬学と社会 -医薬品医療機器等法
- ２条 「医薬品等」の定義
 - 薬局/販売業許可の要否（※共用の領域）



 - 「医薬品等」
 - 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の5種類の製品すべてを対象としたときに使う言葉
 - 医薬品
 - 1 日本薬局方の中の物
 - 2 人又は動物の**疾病の診断、治療、予防**に使用されることが目的で機器ではないもの
 - 3 人又は動物の**身体の構造、機能に影響**を及ぼす目的で機器ではないもの
 - 避妊薬など
 - 医薬部外品
 - 以下で掲げる物で人体への作用が**緩和な物**
 - 吐き気、体臭、あせも、脱毛防止等の目的で使われる物
 - 蚊、ねずみなどの**防除**の目的で使われる物
 - 医薬品と同じ目的で使用されるもののうち、厚労大臣が指定した物
 - 化粧品
 - **人の身体**に塗擦、散布〜し人体に対する作用が**緩和なもの**
 - 使用方法は外用→飲む化粧品はない
 - 対象は**人**だけ
 - 医療機器
 - ・疾病の診断、治療、予防の目的に使用されること
 ・又は、身体の構造や機能に影響を及ぼすこと
 が目的の機械器具等であって**政令で定めるもの**
 - 政令だから内閣で決める
 - 結局→政令で定めるもの
 - 使用目的は医薬品と同じ
 - 分類
 - 生命や健康への影響度
 - リスク分類
 - 高度管理医療機器
 - ペースメーカー、透析器、コンタクトレンズなど
 - 管理医療機器
 - 電子血圧計など
 - 一般医療機器
 - ピンセット、メスなど
 - 上記の中でさらに
 - 特定保守管理医療機器
 - 定期的メンテが必要な医療機器
 - 再生医療等製品
 - 以下で掲げる物で**政令で定める物**
 - 〜
- ２条 指定薬物の定義（危険ドラッグ≠麻薬とか）
 - 定義
 - 中枢神経系の興奮や抑制、又は幻覚作用を有する蓋然性(≒確率)が高く、かつ、〜保健衛生上の危害が発生する恐れがあるものとして、厚労大臣が薬事審議会の意見を聞いて**指定**するもの
 - 指定
 - 原則は薬事審議会の意見聞いて指定（包括指定もOK）
 - 緊急時は薬事審議会の意見聞かずに指定できる
 - 規制
 - 売る側
 - 医療等の用途を除き、製造、輸入、販売、授与〜禁止
 - 買う側
 - 医療等の用途を除き、所持、使用を禁止
 - 注意
 - 麻薬、向精神薬、覚醒剤等は個別の法律で指定されているので**指定薬物ではない**
 - 管理薬に関する規制

このPDFは「マインドマップ薬学」の有料教材です。
購入者ご本人のみ利用可能です。
無断転載・共有・複製・再配布を固く禁じます。

2薬局について

薬局の開設

薬局の定義

薬剤師が販売又は授与の目的で**調剤の業務** 並びに、
薬剤及び医薬品の適正な使用に必要な
情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の業務を行う場所
（医薬品の販売業を併せ行うのに必要な場所を含む）を言う。

病院の調剤所は含まず。

「薬局」の名称

原則、薬局開設許可受けた薬局のみ「XX薬局」とつけれる

例外　病院、診療所内の調剤所も省令でOK

開設許可

都道府県知事等の許可を　**6年毎**に更新

診療所の場合と少し違う

要件

- 構造設備基準　面積は～とか。
- 業務体制の基準　調剤に従事する薬剤師員数　処方箋1日40枚/人　等々
- 申請者の資格　欠格事由ある者には許可与えないことがある

法7条・8条 薬局の管理

管理者の設置

その薬局を管理する人が管理者で**薬剤師**

原則、兼業の禁止　例外）知事の許可を受けた場合を除く　学校薬剤師など

※開設者は薬剤師じゃなくてもいい

管理者の義務

- 従業者を監督
- 構造設備、医薬品その他物品の管理
- 薬局開設者に対して必要な意見を**書面で**述べる
- 薬局管理帳簿の記帳

薬局開設者の遵守事項

法9条の3、9条の4 調剤された薬剤

薬剤師に販売させる

薬局開設者は～処方箋により**調剤された薬剤**につき、
薬剤師に販売又は授与させなければならない

情報提供及び指導

薬剤師に、対面により～書面を用いて必要な**情報を提供**させ、
及び**必要な薬学的知見に基づく指導**を行わせなければならない

対面での情報提供　パソコン、スマホも可能になった！

薬局における掲示

その薬局の利用に必要な情報で
厚労省令の事項は掲示板により掲示せよ

薬局管理者の氏名とか

薬局開設者による薬局情報の提供

- その情報をその薬局で見れるように
- 薬局機能の情報を知事に報告

薬局の休廃止等

- 30日以内(事後でOK)に都道府県知事等に届出
- 前年の総取り扱い処方箋数を都道府県知事等に届出
- 要指導、第1類を販売時の書面は二年間保存

法規-薬学と社会-医薬品医療機器等法

参考

販売業許可

医薬品の販売

原則、薬局開設許可受けた者
又は医薬品販売業の許可を受けた者
でなければ、業として医薬品を販売～してはならない

薬局開設許可あれば、
医薬品販売業の許可は不要

医療機器の販売

管理医療機器は薬局開設許可
あれば、届出をしたものとみなす

高度管理医療機器、
特定保守管理医療機器は知事の許可必要

販売業許可

サンプル

販売業許可

サンプル

このPDFは「マインドマップ薬学」の有料教材です。
購入者ご本人のみ利用可能です。
無断転載・共有・複製・再配布を固く禁じます。

医薬品、医療機器の販売等

医薬品の販売業

販売業許可

原則、薬局開設許可受けた者 又は医薬品販売業の許可を受けた者でなければ、業として医薬品を販売～してはならない
(薬局開設許可あれば、 医薬品販売業の許可は不要)

種類　店舗販売業許可、配置販売業許可、卸売販売業許可

都道府県知事が許可与え6年ごとに更新

種類

店舗販売業

ドラッグストア

- 販売品目　要指導医薬品、一般用医薬品を店舗で販売できる
- 管理者　店舗管理者（薬剤師or登録販売者 ）
- 特定販売(ネット販売) 可　ネット販売のとき第1類医薬品は薬剤師が勤務しているときのみ販売可能
- 陳列
 - 第1,2,3類の区別で陳列
 - 指定第2類医薬品は情報提供カウンターから7m以内に陳列 (第1類は購入者が手に触れられない場所に陳列)

参考図：医薬品の分類

配置販売業

- 販売品目　経年変化しにくい一般用医薬品を配置により販売できる
 - **要指導は不可！**
- 配置のみ　薬箱を患者宅においとく

卸売販売業

- 販売先　薬局開設者等　小売販売の禁止
- 医薬品営業所管理者は原則、薬剤師
- 制限　相手が売れるものしか売っちゃダメ！！
 - 店舗販売業には医療用医薬品ダメとか

薬局

薬局開設許可あれば医薬品販売できる　これも6年毎更新だった！

薬局の定義

医療機器の販売業

販売や貸与の許可必要

医療機器の中で保守点検必要なものが特定保守管理医療機器

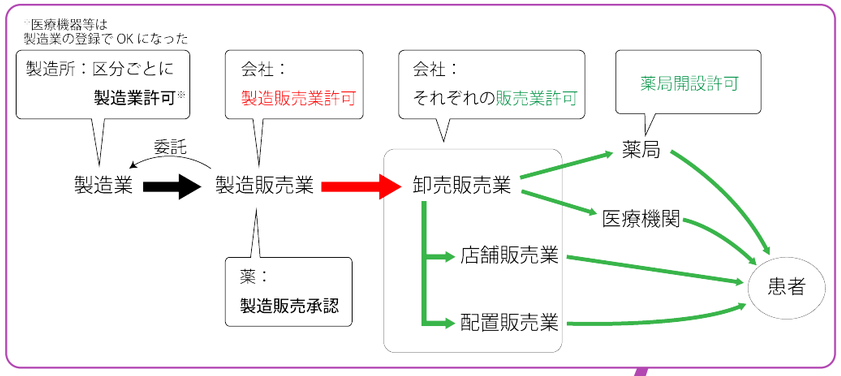
- 高度管理、特定保守管理医療機器
- 販売業だから６年ごとに更新

届け出でOK

管理医療機器　薬局開設者は届出不要！

規制なし

一般医療機器



その他の販売

法規-薬学と社会-医薬品医療機器等法

医薬部外品、化粧品

手続き不要

このPDFは「マインドマップ薬学」の有料教材です。
購入者ご本人のみ利用可能です。
無断転載・共有・複製・再配布を固く禁じます。

用語
G◯Pシリーズまとめ

製造販売業
製造業
製造販売承認

製造販売の承認等

製造販売承認とは

緊急承認（期限2年以内）も

業許可には更新(有効期間)があるが、 製造販売承認にはない
(再生医療等製品の期限付き承認を除く)

☆

品目（個別の薬とか）ごとに
厚労大臣の承認をうける

医薬品等の
品質、有効性、安全性の審査を経て、
品目ごとの製造販売を法律上、認めること

承認or届出

承認

原則、承認　医薬品、医薬部外品

ほぼほぼ有効だけど、
患者数少ないとかデータ不十分なとき

条件・期限付き承認もあり　再生医療等製品（原則）

高度管理、管理医療機器

届出

化粧品 (原則）、**一般医療機器**

審査

新医薬品

承認拒否の場合

一つでも
当てはまれば不可

製造販売業の許可を受けてない

製造所が申請品目の製造業許可受けてない

製造所での製造管理･品質管理の方法がGMPに適合してない

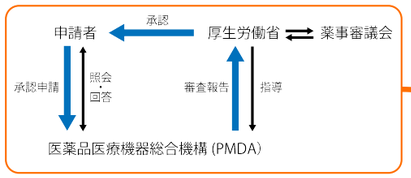
薬

申請した効能などが認められないとき　有効性の基準

有効性＜著しい有害な作用 の場合　安全性の基準

品質が不適当な場合　品質等の基準

承認審査プロセス



優先審査

厚労大臣は、承認申請された医薬品等が既承認医薬品等と有効成分、用法,用量 ～が**明らかに異なるとき**はあらかじめ**薬事審議会の意見を聴かなければならない**

薬事審議会の
意見聴取

厚労大臣が特に必要性が高いと認める医薬品等(**希少疾病用医薬品**など)は他の医薬品等より優先的に審査をすることができる

その他

原薬等登録原簿

製造販売会社と原薬製造業者が異なる場合、
原薬の製造方法は知的財産のため
製造販売業者に開示したくない

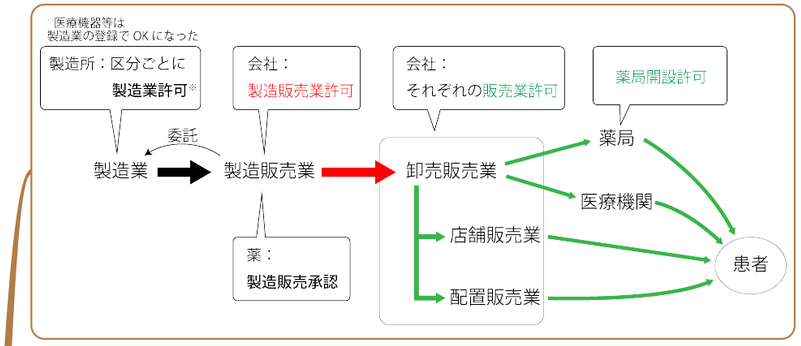
経緯

事前に厚労省に原薬情報を登録できる
→審査の時に役所内で情報引き出せる

承認申請資料の簡略化にもなる

リンク：医薬品の開発

法規-薬学と社会-
医薬品医療機器等法



製造販売業

製造販売業許可

サンプル

省令の区分ごとに**厚労大臣が**
製造所ごとに許可を与える

例

この製造所には無菌医薬品区分の製造許可与える、など

政令　5年ごとに更新

知事が与える

例外：薬局製造販売医薬品の製造業許可は6年ごとでOK

製造業

許可or登録の基準

医薬品、医薬部外品、化粧品　厚労大臣が許可

薬局等構造設備規則に適合

申請者の適否基準

医療機器、体外診断用医薬品　**登録**でOK！　申請者の適否基準のみ

製造管理者等の設置

医薬品製造管理者　製造所ごとに、原則、**薬剤師**

医薬品以外　低頻出

生物由来製品での特例

生物由来製品での特例

「医薬品等」の内、生物由来製品の製造所の製造管理者は、
厚労大臣の承認を受けて、**製造業者自ら**(製造業者の社長とか)が担当するか、 又は
厚労大臣の承認を受けて、**医師、細菌学的知識を有する者その他の技術者**を置くこと

外国製造業者の認定
(医薬品、医薬部外品、化粧品)

許可ではなく認定制

イメージ

日本国内で医薬品を製造するのには許可が必要
→海外で薬を作ってるのを禁止はできない
→製造所が日本の基準をクリアしてたら、認定しますよ

区分に従い製造所ごとに厚労大臣が認定を与える（5年ごとに更新）

このPDFは「マインドマップ薬学」の有料教材です。
購入者ご本人のみ利用可能です。
無断転載・共有・複製・再配布を固く禁じます。

製造販売業許可

法規-薬学と社会-医薬品医療機器等法-製造販売業 製造業 承認

医薬品、医薬部外品、化粧品

定義

製造販売とは、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器または再生医療等製品を製造し、又は輸入した者が、その製品を市場に出荷し、販売等を行うこと

経緯

製造販売業は2005年にできた制度

- 元々は製造業しかなかった
- 市販後の責任を重視して製造販売業ができた

許可の種類

医薬品等の種類	許可の種類	有効期間
処方箋医薬品	第1種医薬品製造販売業許可	5年
処方箋医薬品以外の医薬品（薬局製造販売医薬品及び体外診断用医薬品を除く。）	第2種医薬品製造販売業許可	5年
薬局製造販売医薬品	薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可	6年
医薬部外品	医薬部外品製造販売業許可	5年
化粧品	化粧品製造販売業許可	5年

補足

許可の有効期間は基本、製造業と同じ5年ごと

- 薬局製造販売医薬品
 - 薬局の開設許可の更新(6年)にあわせましょう。
- みなし規定なし
 - 第1種とっても、処方箋医薬品以外の医薬品の製造販売はできない

許可の基準

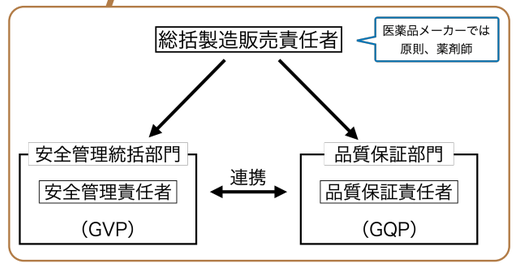
許可与えない ことができる

- 品質管理基準GQPに適さない時
- 製造販売後安全管理基準GVPに適さない時

総括製造販売責任者

製造販売会社は総括製造販売責任者を設置しなければならない

製造販売三役



医療機器及び体外診断用医薬品

許可の種類

より高い許可で下位のは満たされる （みなし規定）

医療機器等の種類	許可の種類	有効期間
高度管理医療機器	第1種医療機器製造販売業許可	5年
管理医療機器	第2種医療機器製造販売業許可	5年
一般医療機器	第3種医療機器製造販売業許可	5年
体外診断用医薬品	体外診断用医薬品製造販売業許可	5年

許可の基準

許可与えない ことがある

- 品質管理監督システム
 - QMS体制に適さない時
- 製造販売後安全管理基準GVPに適さない時

このPDFは「マインドマップ薬学」の有料教材です。
購入者ご本人のみ利用可能です。
無断転載・共有・複製・再配布を固く禁じます。

医療経済

③
社会保障制度
と
医療経済

社会保障制度

法規

国民医療費の動向

国民医療費の範囲

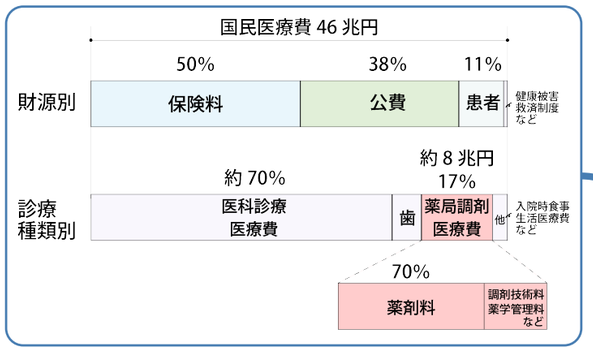
当該年度内の医療機関等の**保険診療の対象**となる**傷病の治療**の費用を推計したもの

OTCとか介護保険系は含まれない

含まれないものの例

- **正常な妊娠、分娩**に要する費用
- 健康維持増進目的の**健康診断、予防接種**
- 介護保険から出る医療サービス
- OTCなど

国民医療費の内訳



総額

R4年は約46兆円

一人当たり

- 65歳未満は20万/年
- 65歳以上は77万/年

約４倍

37万円/年

関連

後期高齢者94万円/年

薬局調剤医療費

約8兆円

その内、7割が薬剤料

医薬品生産金額

約10兆円（R6年）

医療用：一般用＝9：1

薬物療法の経済評価手法

サンプル

このPDFは「マインドマップ薬学」の有料教材です。
購入者ご本人のみ利用可能です。
無断転載・共有・複製・再配布を固く禁じます。

薬物療法の経済評価手法

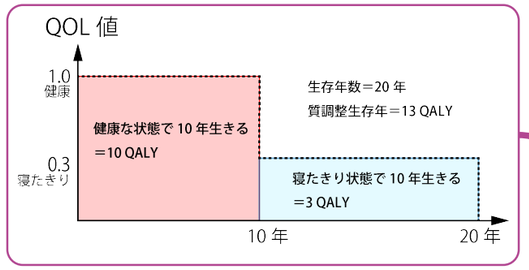
効果の指標

どの物差しで評価を見るか

QALY

特徴
- いろんな病気・治療を“同じ物差し”で比べられる
- 限られた予算の中で健康がどれだけ増えるかを比較しやすい

定義



QOL算出方法
- 直接法
- 間接法（アンケートEQ-5Dとか）

必要性

少子高齢化で医療保険制度の財政ひっ迫
→この治療を公的医療の対象とするか？

どうやって判断する？

分析の立場

費用

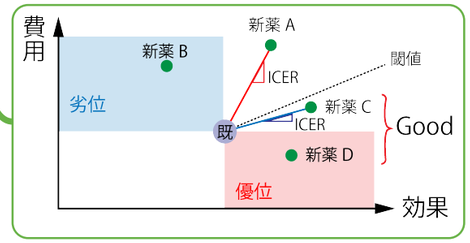
何を費用とするか？
- 分析の視点：保険者？患者？国？医療機関？
- 費用＝医療費？交通費も？生産の機会損失？

まずゴール

分析結果

ICER 増分費用効果比

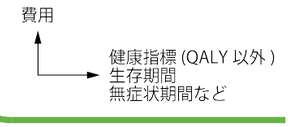
- 優位or劣位
- 許容範囲内か？



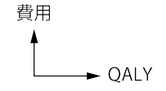
効果に何持ってくる？

分析方法

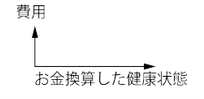
- 費用効果分析



- 費用効用分析



- 費用最小化分析
 - お金
 - 前提：効果同じ
- 費用便益分析



効果の推定

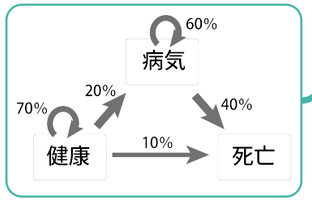
研究のタイプ

モデル分析

判断樹
ディシジョンツリー
- 急性疾患に使いやすい



マルコフモデル
- 慢性疾患、がん治療などに使いやすい

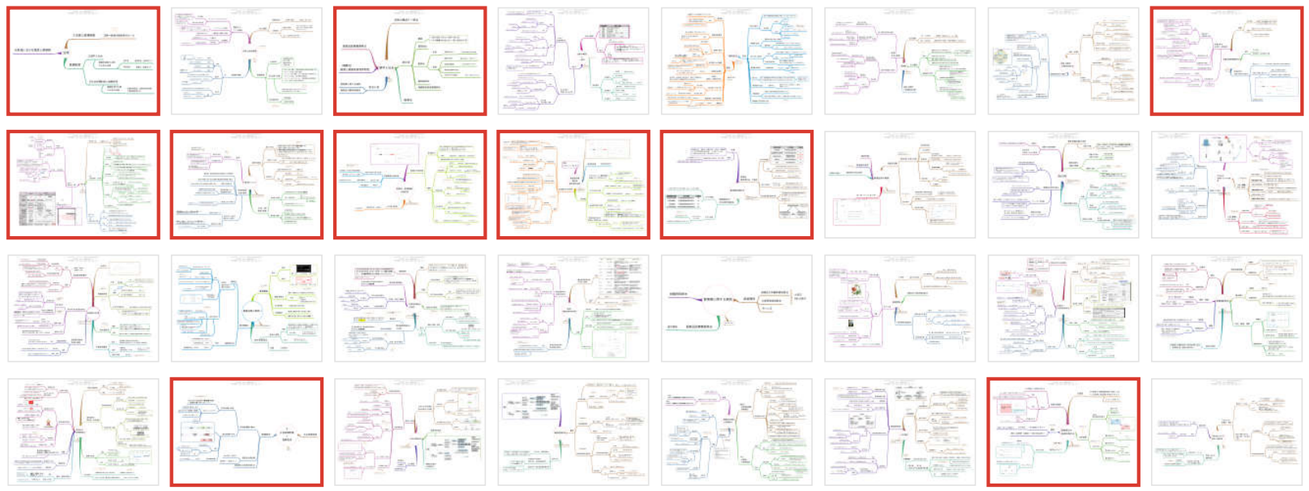


法規-③社会保障制度と医療経済

FULL VERSION

この先は、製品版で。

製品版では、法規の全範囲を32枚のマップにまとめ、すべてをリンクでつないでいます。



法規の全32枚（製品版）。赤い枠がこのサンプルに入っている10枚です。

製品版でできること

- 法規の全範囲を32枚のマップで（サンプルは10枚）
- 32枚がリンクでつながり、全体と単元を行き来しながら覚えられる
- A3に印刷して、書き込みながら使える
- 購入から1年間は、改訂された最新版もダウンロードできる
- このPDFをたどりながら話す「解説授業」（動画・全26回・約5時間半）とのセットもあります

セットを見る →

6年生・既卒の方へ

青本を最初から読み直す時間がなくても、
32枚のマップで法規の全体を見渡してから、
どこを覚えるかを決めて進められます。

法規のマインドマップを見る　→

← 法規のマップへ戻る

WHY MIND MAP

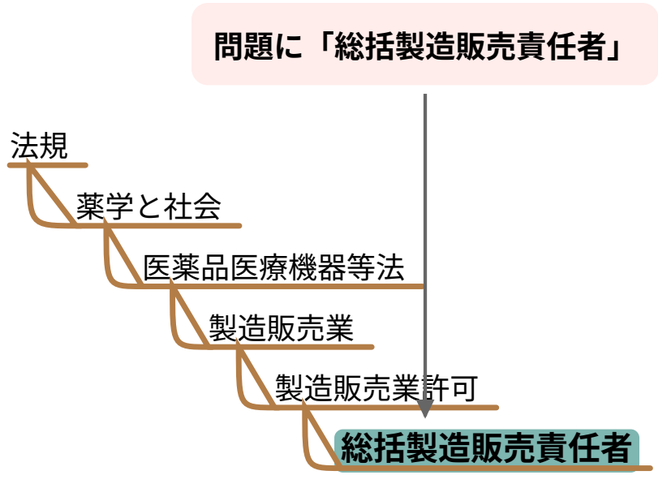
← 法規のマップへ戻る

あとは、マップを見ながら歩くだけ。

マイントマップで覚えると、こう変わります。

01

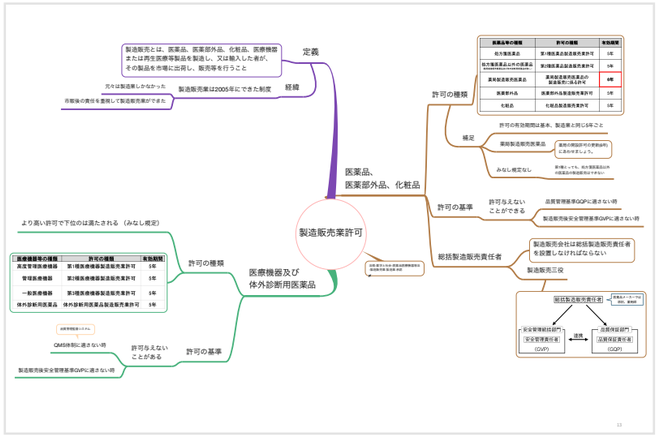
勉強中、「今どこ？」が見える
問題を見ると、「マップ」が浮かぶ



枝の位置ごと覚えるので、
関係を芋づる式に思い出せる

02

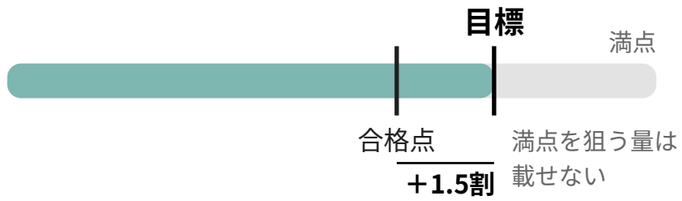
似ているものは、並べて比べる



p.13 医薬品と医療機器の許可を
同じ形で並べている（押すと開きます）

03

合格点＋1.5割を狙う、
必要十分な量に絞ってある



法規の科目全体

↓

32枚のマップ

科目全体を32枚にまとめた。
周回し、確実に知識をつける。

法規のマインドマップを見る　→

購入から1年間ダウンロードできます。その間に改訂されたときは、最新版もダウンロードできます。

最終改訂 2026年11月2日